

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地			
読売理工医療福祉専門学校		昭和51年6月1日		水落 清治		〒 112-0002 (住所) 東京都文京区小石川1-1-1 (電話) 03-3868-0411			
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地			
学校法人読売理工学院		昭和45年1月31日		藤本 昌弘		〒 112-0002 (住所) 東京都文京区小石川1-1-1 (電話) 03-3868-0411			
分野	認定課程名	認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度			
工業	工業専門課程	建築学科		平成22(2010)年度	-	平成26(2014)年度			
学科の目的	「建築」を中心に「ものづくり」から「まちづくり」までを広く体系的に学びながら、プロフェッショナルとしての土台となる専門知識、思考を養うことを目的としている。								
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	一級・二級建築士(卒業後受験資格付与)、中退率:5.3%								
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技	
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入		1,800 単位時間	1,476 単位時間	180 単位時間	864 単位時間	0 単位時間	0 単位時間
				82 単位	82 単位	10 単位	24 単位	0 単位	0 単位
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)					
80 人	47 人	28 人		60 %					
就職等の状況	■卒業生数(C)		14 人						
	■就職希望者数(D)		11 人						
	■就職者数(E)		10 人						
	■地元就職者数(F)		10 人						
	■就職率(E/D)		91 %						
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		100 %						
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		71 %						
	■進学者数		2 人						
	■その他								
	資格取得のため								
(令和 5 年度卒業者に関する令和 4 年 5 月 1 日時点の情報)									
■主な就職先、業界等									
(令和5年度卒業生)									
河端建設株式会社、坂入産業株式会社等、建設業界									
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価:				無				
※有の場合、例えば以下について任意記載									
評価団体:		受審年月:		評価結果を掲載したホームページURL					
当該学科のホームページURL	https://www.yomiuririkou.ac.jp/								
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)								
	総授業時数				2,520 単位時間				
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数				432 単位時間				
	うち企業等と連携した演習の授業時数				72 単位時間				
	うち必修授業時数				504 単位時間				
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数				432 単位時間				
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数				72 単位時間				
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)				216 単位時間				
	(B: 単位数による算定)								
	総授業時数				116 単位				
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数				12 単位					
うち企業等と連携した演習の授業時数				4 単位					
うち必修授業時数				18 単位					
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数				12 単位					
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数				4 単位					
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)				216 単位					
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者		(専修学校設置基準第41条第1項第1号)		0 人				
	② 学士の学位を有する者等		(専修学校設置基準第41条第1項第2号)		1 人				
	③ 高等学校教諭等経験者		(専修学校設置基準第41条第1項第3号)		0 人				
	④ 修士の学位又は専門職学位		(専修学校設置基準第41条第1項第4号)		4 人				
	⑤ その他		(専修学校設置基準第41条第1項第5号)		0 人				
	計				5 人				
上記①~⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数				5 人					